

山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第88回

契約書各論 (1)

今回は契約書の個々の条項についてみていきました。今回は契約書各論として売買契約についてみていきたいと思います。

典型契約(有名契約)

典型契約とは、民法が規定を設けた13種類の契約類型を指します。典型契約は民法上に名称があることから「有名契約」ともいいます。

典型契約には、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解があります。

典型契約に関する民法の規定

典型契約については、民法に各種規定がありますので、契約書において特に取り決めていない事項については、民法の規定

が適用されます。

ただ、典型契約に関する民法の規定は「任意規定」と呼ばれるもので、契約当事者がそれと異なる合意をすれば、民法の規定よりその合意が優先されることとなります。

このように、典型契約に関する民法の規定は、補完的な機能を有していますので、契約締結の際は、その内容を理解した上で、これらの規定を契約当事者間の合意により修正すべきか否か、検討する必要があります。

売買契約

典型契約の代表格として挙げられるのが売買契約です。

売買契約とは、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約束し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約束する契約です。

売買の対象となる財産権には、動産や不動産などの所有権のほか、債権等の権利も含まれます。例えば、債権譲渡契約についても、対価が金銭であれば売買契約です。

売買契約の締結により、売主

は売買の目的物を買主に引き渡す義務を負い、買主は売主に代金を支払う義務を負います。

危険負担に関する条項

危険負担とは、売買契約締結後、売主の責任が問えないような事由により売買の目的物が滅失・毀損して引き渡しができなくなった場合に、そのリスクを売主・買主のどちらが負担するかという問題のことです。

現行の民法では、例えば著名な画家が描いた絵のように、当事者がその物の個性に着目した物(特定物)の売買契約における危険負担について、次のように規定されています。

すなわち、現行の民法では、売主の目的物(特定物)引渡義務は、その物の滅失・毀損により消滅するのに対し、買主の代金支払義務は存続するとされています。

ただ、この民法の規定には批判があります。それは、売主の責任が問えないような事情であったにせよ、売主の管理下であった売買の目的物が滅失・毀損して、買主に引き渡すことがで

きなくなったのに、買主の代金支払義務が残ってしまうのは不合理というものです。

そこで、このような不合理を避けるため、契約当事者間で危険負担に関する民法の規定を修正して、前記のような場合には買主は代金支払義務を負わないと定めるのが一般的です。

今回は売買契約についてみていきました。

次回は、売買契約の他の重要な条項について説明した後、消費貸借契約についてみていくことにしましょう。



田中伸山
山下江法律事務所、
副代表・
弁護士
(弁護士)

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！
◆債務整理、交通事故：着手金¥0-



H28.12 撮影

予約電話受付
平日 9~19時
土曜 10~17時



相談予約専用
フリーダイヤル

なやみよまるく
0120-7834-09